

農地等利用最適化推進施策の改善に関する意見書

西海市農業委員会

農地等利用最適化推進施策の改善に関する意見書

時下、貴職におかれましてはますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

日頃より、当農業委員会の活動等業務運営に対しまして、格別なるご理解とご支援を賜り感謝申し上げます。

さて、国内農業を取り巻く環境は、依然として農業従事者の減少と高齢化による慢性的な労働力不足に加え、資源高や円安などの影響により生産資材価格が高止まりするなど、農家経営がさらに厳しさを増す中、農畜産物の生産量の減少が、大きな課題となっています。加えて本年4月からは、働き方改革関連法が施行され、物流における人員不足や、運送コストの上昇等も危惧されるところであります。

このような状況の中にあり、農業委員会は、「農地等の利用の最適化の推進」に努め、担い手への農地の集積・集約化、耕作放棄地の発生防止・解消、新規参入の促進に取り組むとともに、今年度策定予定の「地域計画」を真に有効なものとし、未来につながる農業を実現するため、関係機関との最終調整を進めているところであります。

本市においては、農業生産の集約化・効率化を図るため対象各地区で基盤整備事業が進められているほか、ブランド力強化や有害鳥獣対策、新規就農者支援等においても着実な取り組みがなされ、一定の成果が得られています。我々農業委員会は、これらの取り組みをより効果的で確実なものとするため、農業者の代表機関として幅広く農業者の意見や要望を汲み上げ、これを市政に反映させ、農業の振興を図ることが重要な使命であるとの認識に基づき、意見を集約し、意見書として取りまとめました。

つきましては、「農業委員会等に関する法律第38条」の規定により、西海市の農地利用最適化の推進に関する施策等に確実に反映されるよう意見書を提出いたします。

令和7年1月27日

西海市長 杉澤 泰彦 様

西海市農業委員会
会長 葉山 諭

I. 担い手不足対策について

慢性化する後継者不足問題は我が国の農業にとって最大の課題であり、地域計画策定のための地区協議の場でも、後継者の不在が耕作放棄地増加の主要な原因となっていることが確認された。新規就農者については、本市は県内自治体の中でもトップクラスの支援制度を有しており、果樹のトレーニングファーム事業やハウスリース事業など各種支援事業を展開する長崎せいひ農協と連携して、新規就農者獲得に努められたい。

また、近年は健康寿命が延伸しており、会社勤め等を早期退職・定年退職してUターン・Iターンした人でも、なお10年以上は営農可能である場合が多いため、若手新規就農者の獲得と並行して、Uターン・Iターン者に対しても、担い手候補として同様の働きかけを行うべきである。国の支援制度が、49歳以下を対象としているため、本市の支援制度は50歳以上61歳未満を対象としているが、これを中高年の新規就農者を対象とするものとして、65歳未満までに延ばすよう要望する。

II. 「西海ふるさと便」事業の継続について

農産物直売所は、全国的に年々増加し、農業者にとって重要な販売ルートとして定着している。その効果は、消費者に新鮮な農産物を提供するのみならず、農業者の所得向上や、高齢農業者にとっての生きがいづくり、あるいは地域振興の拠点としての役割など、多岐に及んでいる。本市においても、直売所への出荷は、重要な経済活動として位置付けられるとともに、特に高齢の農業者にとっては、直売事業に参加することで営農継続の原動力となり、集落内農地が維持されることにより、耕作放棄地の発生防止にも大きく貢献している。

令和5年11月に再開された「西海ふるさと便」事業は、購入者の利便に資するのみならず、本市内直売所の差別化による販売額の増加など、関係する農業者にとっても大いに追い風となっている。

市内直売所への支援策、および地域農業の振興、ひいては耕作放棄地の発生防止にもつながる政策として、令和7年度以降も「西海ふるさと便」事業の継続を要望する。

III. 多面的機能支払交付金制度のさらなる活用について

本市では、農業従事者の減少と高齢化により、各集落の農道・水路等の維

持管理における担い手の負担が大きくなり、一部では適正な維持管理が困難となる事態も生じている。担い手に限らない集落全体の共同活動を支援する制度として、多面的機能支払交付金制度があり、各集落で活用されているが、活用のされ方は集落によりばらつきがあり、申請や実績報告などの事務手続を担当する者がいない、あるいは活動の参加者を確保できない等の理由で、まったく活用していない集落も存在する。農道・水路等の適正な維持管理は、そのまま集落の生活環境維持に直結するものであるため、市内全域で均等かつ十分な活用が望まれるところである。

このような状況を踏まえ、多面的機能維持活動の主体として、従来の自治会の活動に農用地保全活動や、地域コミュニティ維持・向上に資する各種取り組みを加え、総合的に農村集落の生活を支援する農村型地域運営組織（農村RMO）形成の必要性が高まっている。組織形成を促進する国の補助事業を有効に活用するなどして、活動の主体として、農村RMOの形成を積極的に働きかけ、支援することにより、多面的機能支払交付金制度の市内全域における均等かつ十分な活用を図られたい。

IV. 農繁期の労働力確保について

農繁期の労働力不足は、安定的な農業経営や規模拡大を志す農業者、また新規就農者にとっても重大な懸念材料であり、「地域計画」の実効性にも大きく影響し得る問題である。現在、西海市内においては、外国人労働者派遣事業等も利用可能であるが、主にシルバー人材センターからの派遣や、農業者ごとの個別雇用が主となっている。シルバー人材センターは、各業種における近年の定年延長の流れ等により、年々会員数が減少しており、農繁期には要望に沿った派遣が難しい状況である。個別雇用も安定的ではなく、募集や雇用に関連した事務なども、農業者の大きな負担となっている。

その他、利用可能な制度としては、JA長崎せいひの職業紹介制度があり、有効な活用が望まれるところである。西海市域での実績はないが、新聞折り込みチラシなどにより、年間を通して市内外からの雇用を呼び込むほか、全国各地で「交流体験型学習」の一環として、大学生等を労働力として導入する事例が報告されていることから、県内の大学・各種学校に積極的に働きかけを行い、若い労働力として活用することなどが考えられる。活用次第では将来的に農繁期の主要な労働力供給源となる可能性がある。JA長崎せいひとの協力・協働体制により取り組みを進め、本市地域での有効活用を図られたい。

V. 収入保険の加入促進について

近年の異常気象により、農業経営における不確実性は、これまでになく増大している。令和5年10月の本市域における降雹被害は、樹園地や農業施設などに甚大な被害をもたらし、本年は、猛暑の影響で多くの農作物に高温障害が発生し、収穫量の減少や品質の低下に見舞われている。こうした状況で、収入保険への加入の重要性があらためて認識され、新規に加入する農業者は一定程度増加しているものの、資材・肥料等、諸経費の想定外の高騰等もあって、新規加入に踏み切れない農家も多く存在している。

県内自治体には、このような状況を踏まえ、収入保険への加入促進を図るため、期間限定で保険料の補助を行う自治体が出てきている。本市においても、同様の補助金制度の創設により、農業者の加入促進に努め、農業経営のより一層の安定化を図られたい。

VI. 有害鳥獣対策について

本市の有害鳥獣対策については、捕獲業務の委託や地域捕獲隊の支援等による「捕獲対策」と、ワイヤーメッシュ柵や電気柵の購入補助等による「防護対策」を中心として、毎年着実な取り組みがなされ、確実に効果が上がっているところである。しかしながら、ワイヤーメッシュ柵については、適切に管理がなされている場合でさえも、耐用年数とされる14年経過以前に、経年劣化や、イノシシ等の掘り起こしを受け、大規模補修が必要となるケースが多く発生している。こうしたケースでは、耐用年数経過以前ということで補助事業による大規模補修ができないため、頻発するイノシシ等による被害に対して、その都度、自己負担で補修対応しており、補修が追い付かないのが現状である。

「14年」は耐用年数表における「農林業用構築物の主に金属製のもの」を適用したものであるが、これは鉄骨ハウスや灌水用の配管等を想定したものであり、これを山間部の農地周辺という厳しい自然環境の中に設置され、さらにイノシシの掘り起こし等にもさらされるワイヤーメッシュに適用するのは、妥当性に疑念が残るところである。個々の農業者のみならず、集落営農にも影響する問題であるため、14年という耐用年数経過前であっても、経年劣化や破損状況等に応じて、補助事業によりワイヤーメッシュの大規模改修ができるよう改善を図られたい。

また、有害鳥獣対策は、「捕獲」「防護」「棲み分け」をバランスよく推進することが重要であるが、本市においては「棲み分け」対策が十分になされていないケースが見受けられる。有害鳥獣の棲み処となる耕作放棄地の刈り払いや、エサとなる不要果実等の撤去は、有害鳥獣を集落に近付けない対策

として大変有効であり、多面的機能支払交付金制度の対象活動にもなっている。活動組織への働きかけや、広報活動により、棲み分け対策の強化を図り、鳥獣被害がより発生しにくい環境を目指されたい。

VII. 営農支援のさらなる充実について

本市の基盤整備事業は、完成間近の白崎地区・小迎地区、整備中の面高地区・太田和地区等があり、着実に事業が進展している。一方で、旧来の農地では、経年劣化による園内道や水路、ため池等の破損が多く報告されている。また、畑地化や狭地直し等の要望も多く、こうした小規模の基盤整備や補修工事に対する支援については、各種制度資金貸付のほか、「農地等整備工事費補助金」により対応いただいている。しかし、担い手の減少により、農業者一人あたりの負担が大きくなっているため、当補助金をより利用しやすく有利なものにしてほしいという要望が多く寄せられている。現在各補助対象事業の補助率が50%～70%であるものを、一律70%としていただくよう要望する。

また、物価高騰に伴う、資材・農薬等全般の価格高騰については、令和4年度に、農業用資材高騰緊急支援事業により対応いただいたところである。しかし、令和5年度以降も価格の高止まりが続き、猛暑の影響による収量減と相まって、農家は厳しい経営を強いられている。中でもマルチ被覆資材については、高品質の果樹生産には欠かせないものであるにもかかわらず、高止まりの傾向が強く、農業者が利用しづらい状況が続いている。令和7年度以降も、価格の高止まりの収束が見通せる時期まで、農業用資材高騰緊急支援事業の継続をお願いしたい。

この他、若手農業者を中心として、防除用ドローンやモニタリングシステム、環境制御システム等の導入による、スマート農業を志向する動きが強くなっている。いかに日々の作業を省力化し、農業経営を効率化できるかが、今後の農業のあり方を大きく左右し、新規就農者の獲得等にも大きく影響すると考えられる。スマート農業機器等の導入を支援する補助金制度を新設し、このようなスマート農業化の取り組みを早期に進められたい。